

『宋書』禮志の冠服規定と『隋書』禮儀志にみえる 梁・陳冠服規定の再検討

魏 星

引 言

本論は、『宋書』卷18 禮志五の冠服規定および『隋書』卷11 禮儀志六にみえる梁・陳の冠服規定の性格について従來の諸説を再検討した上で、私見を提示するものである。

晉および南朝時代の冠服制度について具體的な考察をする際に依拠できる史料には、諸書に引用される令（例えば、晉令・陳令など）や官職書（『晉百官表注』・『齊職儀』など）および正史の「輿服志」（『晉書』卷25 輿服志）・「禮志」（『宋書』卷18 禮志五と『隋書』卷11 禮儀志六）の關連記事などがある。その中で、『宋書』禮志と『隋書』禮儀志には、各官爵保持者の使用する冠服品目（冠幘・佩玉・朝服・印綬・簪筆など）に關わる規定が體系的に記されているため、高い史料的价值があると認められる。

兩規定の性格について、つとに小林聰の先行研究がある。『宋書』禮志の冠服規定について、小林はその基本規定は西晉の泰始年間（265～274）の規定、おそらく晉の官品令と服制令をもとに作られたものであると指摘しているが⁽¹⁾、本論中で指摘するように、『宋書』基本規定では、泰始年間以降に設置された官職の冠服規定もあり、また同じ官職の朝服について『宋書』基本規定が晉令の規定と一致しない事例も多く見られる。これらのことは、小林の指摘と明らかに矛盾する。『隋書』禮儀志の冠服規定について、小林はその中の梁の冠服規定は、天監二年（503）に頒布された天監二年令に基づいて記されていると指摘したが⁽²⁾、近年では、孫正軍が小林の所論に異説を唱えている⁽³⁾。ただ、後述するように、孫の所説にも疑問を挟む餘地がある。

そこで、以下では二章にわたって、『宋書』禮志の冠服規定と『隋書』禮儀志にみえる梁・陳の冠服規定に關わる小林と孫の主張を比較検討した上で、兩規定の性格について私見を提示したい。

一、『宋書』禮志の冠服規定

（一）小林聰説

本章では、まず『宋書』禮志五に載せられている冠服規定について見ていきたい。『宋書』禮志

五は最初の序を除けば、大きく三つにわけられる。すなわち、(1) 車駕規定、(2) 服制規定、(3) 輿服に關わる曹魏以來の論議、である。(2) には、皇太子以下の官爵保持者、それぞれが着用すべき冠幘・朝服・佩玉・印綬などについて詳細に規定されている。

これらの規定を取り扱う小林聰は、その内容が基本規定とその後の沿革からなり（以下では、兩者をそれぞれ「基本規定」と「補足説明」と稱する）、基本規定は西晉泰始年間の規定、おそらく晉の官品令と服制令をもとに作られたものであると指摘した。この結論を出すにあたって、小林は主に以下の六つの理由を提示している。

第一、基本規定には、司隸校尉についての規定が見られるが、しかし、『晉書』卷 24 職官志には、「江を渡るに及び、乃ち司隸校尉官を罷む、其の職乃ち揚州刺史なり」とあり、司隸校尉は東晉時代になると廢止され、續く劉宋時代にも設置されていない。司隸校尉の項目の存在は、基本規定が晉王朝の渡江以前ののものであったことを示唆する。

第二、基本規定には、衛尉についての規定があり、その補足説明には「衛尉、江左置かず」という文言が見える。この説明から、衛尉に關わる基本規定は東晉以前ののものであったと見られる。また當該規定が西晉時期のものであったことは、規定の内容が西晉泰始年間の規定を記すとされる荀綽『晉百官表』の記載とも一致することからも示唆される。

第三、公府長史について、基本規定には、

公府長史・諸卿尹丞・諸縣署令秩千石者、銅印、墨綬、朝服、進賢兩梁冠。

公府長史・諸卿尹丞・諸縣署令の秩千石なる者、銅印、墨綬、朝服、進賢兩梁冠。

とあり、その後に、補足説明も見られる。即ち、

江左公府長史無朝服、縣令止單衣幘。宋後廢帝元徽四年、司徒右長史王儉議公府長史應服朝服曰……按晉令、公府長史、官品第六、銅印、墨綬、朝服、進賢兩梁冠。掾・屬、官品第七、朝服、進賢一梁冠。晉官表注、亦與令同。

江左、公府の長史に朝服無し。縣令はただ單衣幘のみ。宋の後廢帝元徽四年、司徒右長史の王儉、公府の長史は應に朝服を服るべきことを議して曰く……晉令を按ずるに、公府の長史、官品第六、銅印、墨綬、朝服、進賢兩梁冠。掾・屬、官品第七、朝服、進賢一梁冠。晉官表注も、亦た令と同じ。

とある。基本規定では公府の長史が朝服を着用すべきであるとされているが、後の補足説明によれば、東晉では公府の長史が朝服ではなく朱服を着用しており、宋の元徽四年（476）に至って、司徒右長史の王儉が朝服の復活を議したことがわかる。公府長史に關わる基本規定は、王儉の奏議で引かれる晉令と『晉百官表注』の規定と一致している。このことは、基本規定は西晉時代の泰始令、あるいはそれとほぼ同時期の制度を記載していたとされる荀綽『晉百官表注』を基礎に

した可能性が強くなったことを意味している。

第四、基本規定の後の補足説明に、「江左では云々」という沿革が付せられている項目は少ない。この場合は、記述上で基本規定としての西晉泰始年間の規定を記し、次に東晉での改革事項を記すという體裁を取っていると見られる。

第五、『宋書』禮志五の序には、以下のように述べている。

至（後漢）明帝始乃修復先典。司馬彪輿服志詳之矣。魏代唯作指南車、其餘雖小有改易、不足相變。晉立服制令、辨定衆儀、徐廣車服注、略明事目、並行於今者也。故復敍列、以通數代典事。

（後漢）明帝に至り始めて乃ち先典を修復す。司馬彪の輿服志之を詳らかにす。魏代唯だ指南車を作るのみ、其の餘は小なる改易有ると雖ども、相變わるに足らず。晉は服制令を立て、衆儀を辨定し、徐廣の車服注は、事目を略明にし、並びに今に行われる者なり。故に復び敍列して、以て數代の典事に通ず。

とある。これによると、本卷の敍述にあたって沈約が参考した資料には、晉令とそれに改めて解説を加えた書籍とされる徐廣の『車服雜註』などがある。基本規定が西晉の泰始年間の制度であるという主張は、このこととも矛盾しない。

第六、諸書では、基本規定と形式でほぼ同じの晉官品令の規定は、佚文として残されている。例えば、『北堂書鈔』卷51、大司馬條には、

晉官品令、司馬、官品第一、武冠、絳朝服、佩山玄玉。

晉官品令、司馬、官品第一、武冠、絳朝服、山玄玉を佩る。

とある。晉官品令の佚文には官品の記録も見えるが、基本規定にはそれが記されていない。これは基本規定が官品令に依據していたとしても、加工もなされたことを示している。東晉以降の改革事項については、「沈約が持つ何かの別系統の史料によって補足された」ものとされている。

小林のその後の論考では、基本規定に関わる見解がより斷定的になっているようにも見える。例えば、最近の論考では、小林は「これ（『宋書』の冠服規定、筆者注）は「泰始律令」の服飾規定に東晉時代以降の改革事項を併記する形式をとっている」とあるように、直に基本規定が依拠した史料を「泰始律令」とされている⁽⁴⁾。

『宋書』禮志五の冠服規定を基本規定とその後の沿革という體裁で捉える小林の主張に、筆者は基本的に賛成の意を表すが、基本規定が泰始令の規定に基づいたものであるという判断に對しては、いくつかの疑問點を指摘したい。

(二) 小林説の問題點

1、官職記載の問題點

『晉書』卷30刑法志によれば、賈充らが編纂した泰始令は武帝の泰始三年(267)に編纂作業が完成を見せ、翌四年(268)の正月に頒行され⁽⁵⁾、王朝の制度規範となったが、『宋書』の基本規定では、泰始四年の正月以降に設置された官職の冠服規定もよく見られる。

例えば、基本規定では北軍中候・左右積弩將軍・後將軍・太子詹事などが見えるが、『晉書』卷3武帝紀によれば、北軍中候は泰始四年の二月に、左・右積弩將軍は同四年の四月に、後將軍は泰始八年(272)の四月に、太子詹事は咸寧元年(275)の四月にそれぞれ置かれていた。

また基本規定に見える中常侍は曹魏の黃初年間(220~226)に散騎常侍の新設⁽⁶⁾によって併合され、續く晉惠帝の元康年間(291~295)に再び設置されたため⁽⁷⁾、泰始令に載せられているとは考えにくい。

2、朝服記載の問題點

さきにも少し觸れたが、『北堂書鈔』・『大唐六典』などに、官爵保持者の着用する冠服品目について記されている晉令の規定は、多く引用されている。また晉令と明記せず、ただ晉の制度と稱しているものもあることが、従來の研究で指摘されている⁽⁸⁾。注意すべきは、同じ官職の朝服について『宋書』基本規定が晉令の規定と一致しない事例も多く見られるということである。現時點で確認できる官職の朝服に關わる兩者の記述異同は下掲の【表一】にまとめられる。

最近の研究では、諸書に引かれる晉令の佚文には、全てが泰始四年の正月に頒行された泰始令の規定ではなく、後の時期に新しく制定された、若しくはもとの規定に修正を加えられたものも含まれるとされている⁽⁹⁾。この指摘に従えば、『宋書』基本規定と相違する晉令佚文の朝服規定が泰始令頒行以降に改訂されたものであるという可能性が残るため、兩者の異同は、必ずしも小林の判斷と矛盾することを意味しないが、しかし現存の史料からでは、泰始令頒行以降、【表一】に見える数多くの官職の朝服が改められた形跡は、ほとんど確認できない。

朝服記載の疑問を考える際に、陳仲夫の以下の指摘に注目したい。『大唐六典』卷1三師三公尚書都省、太師條に引く『齊職儀』には「品は第一、金章、紫綬、進賢三梁冠、絳朝服、山玄玉を佩ぶ」とあり、「絳朝服」に對して、陳は以下の校勘記を付している。

絳朝服 近衛校明本曰、「宋志絳朝服作給五時朝服。」又引晉書輿服志及宋書禮志云云、文繁不備錄、具見近衛本唐六典卷一補考。案、宋書禮志云、「魏祕書監秦靜曰、「漢氏承秦、改六冕之制、俱玄冠絳衣而已。」晉名曰五時朝服、有四時朝服、又有朝服。」志中備載百官服制、其絳朝服唯於州刺史條下一見而已。諸如太宰・太傅・丞相・大司馬等並作「給五時朝服」、而通典職官則俱作絳朝服、其事絕非偶然。蓋自晉至於宋・齊、二者之名雖異、其實則同、時人或以此稱、或以彼呼。沈約宋書力求畫一、然刪改猶或未盡、杜佑通典別有所據、遂生斯異。觀通典記晉・宋百官輿服、其章・綬・冠・佩玉往往與晉志・宋志咸同、唯獨於二書之稱五時朝

【表一】朝服記述異同表

官	『宋書』	晉令	出典
丞相	五時朝服	絳朝服	通 21
太傅	五時朝服	絳朝服	通 20
太尉	五時朝服	絳朝服	鈔 51、通 20
大司馬	五時朝服	絳朝服	鈔 51、通 20
大將軍	五時朝服	絳朝服	通 20
少府	五時朝服	絳朝服	典 22
太子太傅	五時朝服	絳朝服	鈔 65
太子詹事	五時朝服	絳朝服	典 26、鈔 65
太常	五時朝服	絳朝服	典 14
領軍將軍	五時朝服	絳朝服	典 24
護軍將軍	五時朝服	絳朝服	典 2
中護軍將軍	五時朝服	絳朝服	典 2
尚書僕射	五時朝服	絳朝服	鈔 59、覽 21
尚書	五時朝服	絳朝服	鈔 59
中書監・令	五時朝服	絳朝服	典 9、通 21
侍中	五時朝服	絳朝服	典 8、通 21
祕書監	五時朝服	絳朝服	典 10
散騎常侍	五時朝服	絳朝服	典 8
中領軍將軍	五時朝服	絳朝服	典 24
左右衛將軍	五時朝服	絳朝服	典 24
城門校尉	五時朝服	絳朝服	典 8
太子率更令	五時朝服	絳朝服	典 27
太子家令・僕	五時朝服	絳朝服	典 27
羽林監	四時朝服	絳朝服	典 24
黃門侍郎	五時朝服	絳朝服	典 8
給事中	五時朝服	絳朝服	典 8、通 21
太子中庶子	五時朝服	絳朝服	典 26
太子庶子	五時朝服	絳朝服	典 26
中書通事舍人	四時朝服	絳朝服	典 9

出典略記：鈔＝北堂書鈔、典＝大唐六典、通＝通典、覽＝太平御覽

服者多作絳朝服、益以明矣。南齊輿服之制雖多依晉・宋、然六典原注所引齊職儀、於晉志・宋志之稱五時朝服者每多作絳朝服、蓋亦由彼此襲用之名稱有所不同耳。校記於此、以供參酌、後不復贅⁽¹⁰⁾。

絳朝服 近衛校明本に曰く、「宋志絳朝服は給五時朝服と作る」と。又た晉書輿服志及び宋書禮志を引いて云云、文繁にして備録せず、具に近衛本唐六典卷一補考に見ゆ。案ずるに、宋書禮志に云く、「魏の祕書監秦靜曰く、「漢氏秦を承け、六冕の制を改め、俱に玄冠絳衣のみなり」と。晉は名づけて五時朝服と曰い、四時朝服有り、又た朝服有り」と。志中に百官の服制を備載し、其れ絳朝服は唯だ州刺史條の下において一見するのみ。諸そ太宰・太傅・丞相・大司馬等の如きは並びに「給五時朝服」に作り、而るに通典職官は則ち俱に絳朝服に作り、其の事は絶へて偶然に非らず。蓋し晉より宋・齊に至りて、二者の名は異なると雖ども、其の實は則ち同じ、時人あるいは此れを以て稱し、あるいは彼を以て呼ぶ。沈約の宋書は畫一を力求し、然れども刪改は猶お或はいまだ盡くされず、杜佑の通典は別に據る所有りて、遂に斯の異を生ず。通典に記せし晉・宋の百官輿服を觀て、其の章・綬・冠・佩玉は往往にして晉志・宋志とみな同じ、唯だ獨り二書五時朝服と稱する者において多く絳朝服に作り、益ます以て明らかなり。南齊の輿服の制は多く晉・宋に依ると雖も、然るに六典の原注に引く所の齊職儀は、晉志・宋志五時朝服と稱する者において毎に多く絳朝服に作り、蓋し亦た彼此の襲用する名稱は同じならざる所有るに由なり。此において校記し、以て參酌に供し、後に復び贅せず。

とある。陳の主張をまとめると、晉の朝服は五時朝服・四時朝服と「朝服」（以下では總稱としての朝服との混同を避けるため、その一種類としての朝服を「朝服」と稱する）の三種類があるが、劉宋・南齊時代になると、五時朝服と「朝服」とは混同され、同じものを指すようになった。『宋書』を編纂する際に、沈約による朝服規定の「刪改」が行われ、官職の朝服規定に關わる『通典』と『宋書』の記載の異同は、『通典』が『宋書』とは別系統の史料に依拠したからである。南齊の冠服制度は、ほとんど晉・宋のそれを踏襲しており、同じ官職の朝服について、『宋書』が「五時朝服」とするのに対し、『大唐六典』の自註に引く『齊職儀』が「絳朝服」としていて、それぞれが異なる名稱を使用する結果となっている。最近では、楊懿は沈約による朝服規定の「刪改」が行われたという陳の指摘をほぼ支持した上で、その「刪改」が南齊時代の服制改革の影響を受けた可能性もあると指摘している⁽¹¹⁾。

以上、指摘した問題點の存在は、『宋書』基本規定の性格の再検討を促している。これについては次節で検討する。

(三)『宋書』基本規定の性格

では、『宋書』基本規定の性格をどのように把握すればよいのか。

すでに觸れたように、『宋書』卷18の敘述にあたり、沈約が参考した史料には晉令がある。官

品記録の有無を除けば、基本規定の體裁が諸書に引く晉令の規定とほぼ同じであることから、兩者の強い連關性が認められる。また、晉令に泰始令頒行以降に新しく制定された、若しくは改訂されたものもあることを踏まえれば、官職記載に關わる本章第一節の指摘は基本規定が晉令に基づくものであるという想定と必ずしも矛盾するものではない。

現時點で確認できる範圍で言えば、同じ官職の冠服品目については、基本規定と諸書に引く晉令規定との異同は、殆ど朝服の關連規定に集中している。このことは、基本規定の朝服規定は晉令に基づいたものではないという可能性の存在を強く示唆している。第二節で觸れたように、基本規定の朝服規定について陳・楊の兩氏は沈約による「刪改」を可能性として提示したが、その説に疑問を挟む餘地がないわけではない。

例えば、陳は沈約による「刪改」の一背景として、晉の三種類の朝服の中に「朝服」と五時朝服が後の劉宋・南齊期に混同するようになったことを指摘しているが、現存史料では、兩者の混同を示している明確な根拠は見当たらない。また【表一】に見られるように、同じ官職の朝服について、晉令では「絳朝服」⁽¹²⁾とするのに對し、基本規定では「四時朝服」と作る事例もあるが(羽林監や中書通事舍人など)、それについて兩氏の論考では殆ど検討されていない。

以上の議論から、基本規定について以下の二點を指摘できよう。第一、朝服部分以外の基本規定は、晉令或いはそれと關連する規定に基づいた可能性が極めて高い。第二、小林が指摘した『宋書』冠服規定の諸特徴、つまり冠服規定の體裁が基本規定とその後の沿革からなっており、基本規定の後に「江左では云々」という沿革が付せられている項目が多くあり、基本規定には東晉時代以降に設置されていない官職の規定も見られる。つまり、基本規定の依拠となった規定は西晉時期に制定されたものであると考えられる。

朝服の關連規定について、現時點では假に陳によって提示されている「沈約刪改說」にいくつかの疑問を出せても、それらを裏付ける史料は殆ど見当たらず、また史料上の制限で、官職の朝服に關わる基本規定と晉令規定との關係を検證することができず、不明とせざるを得ない。

二、『隋書』禮儀志にみえる梁・陳の冠服規定

次に、『隋書』卷11 禮儀志六に見える梁・陳の冠服規定について検討していきたい。まず、それを最初に取り上げた小林聰の見解から確認したい。

(一) 小林聰説

梁・陳の冠服規定の冒頭にある凡例と見られる記事には、

至天嘉初、悉改易之、定令具依天監舊事、然亦往往改革。今不同者、皆隨事於注言之、不言者、無所改制云。

天嘉の初めに至りて、悉く之を改易し、令を定むるに具に天監の舊事に依るも、然れども亦

た往往にして改革す。今同じからざる者、皆な事に隨い注において之を言い、言わざる者は、改制する所無しと云ふ。

とある。この記事により、小林は以下のように指摘している。即ち、陳の天嘉初期に冠服制度に關わる令が定められ、それは梁の「天監舊事」に依拠しながら、「往往にして改革」したものである。記事の後に列擧される冠服規定の基幹部分は「天監舊事」であり、これに附する注は前者を「改革」した部分を示しているものである。記事に見える「今」が『隋書』の編纂された初唐を指し、この時點で二つの冠服規定が残っており、禮儀志の編纂者は兩者を比較しながら、記述を進めたと見られる。

梁武帝の蕭衍が即位すると、直ちに律令の編纂を王瑒らに行わせた。令の編纂は天監二年に完成した⁽¹³⁾。小林は、これを天監二年令と稱し、「天監舊事」が天監二年令によったものであると主張している。その理由は、主に以下のようである。

まず、天監七年（509）において、諸卿の制度が改革され、太府卿と太舟卿が新しく設置された⁽¹⁴⁾。しかし、「天監舊事」には新たに設置された太府卿と太舟卿が見えず、太舟卿の前身の都水使者が見える。ゆえに、「天監舊事」は、天監七年以前の制度であると判断できる。

また、諸博士について、「天監舊事」には「諸博士、早朝服を給い、進賢兩梁冠、水蒼玉を佩る。太學博士、正限八人、佩を著て、限外六人給わず。廷尉律博士、佩無し。並びに筆を簪す」とある。廷尉律博士は『南齊書』卷16百官志には見えるが、天監七年以降の制度を基本として記述する『隋書』卷26百官志上には見えない。梁王朝成立の当初は南齊の制に従って廷尉律博士を置いていたが、天監四年に新たに設置された胄子律博士がこれに取って代わったと見られる。廷尉律博士が見えるが、胄子律博士が見えないことから、「天監舊事」は天監四年以前の制度を指しているといつてよい。

次に、『隋書』卷26百官志上によれば、宿衛指揮官は天監六年（508）に舊來の驍騎・游擊將軍から、左右驍騎・左右游擊・雲騎・游騎の六種類官職に分化されたが⁽¹⁵⁾、「天監舊事」に見える宿衛指揮官の序列は天監六年以前のそれを示している。以上の諸理由から、小林は、「天監舊事」が最も新しく見積もっても、胄子律博士の置かれた天監四年以前の制度を示していると指摘する。

また、「天監舊事」には天監元年の八月に設置された建康三官（正・監・平）⁽¹⁶⁾が見える。このことから、「天監舊事」は天監元年八月以降の制度を反映していると言える。

以上の指摘を踏まえ、小林は「天監舊事」が天監元年八月から天監四年までの何らかの時點の制度を示し、この制度が天監二年四月に頒布された天監二年令である蓋然性が最も高いと想定している。

ところで、「天監舊事」の後に注が付せられている。その際、例えば左右光祿大夫項の注に、「陳令、特進有り、進賢二梁冠、朝服、水蒼玉を佩び、腰劍。梁令載せず」とあるように、「陳令」を引いている事例が多いが、他に「陳制」或いは「陳」と表現されているものもある。小林は注が表現の如何に關わらず、全て「陳令」からの引用と見てよいと述べている。

陳令の編纂について、『隋書』卷25 刑法志には、

及武帝即位、……於是稍求得梁時明法吏、令與尚書刪定郎范泉參定律令。又勅尚書僕射沈欽・吏部尚書徐陵・兼尚書左丞宗元饒・兼尚書左丞賀朗參知其事、制律三十卷、令律四十卷。採酌前代、條流冗雜、綱目雖多、博而非要。

武帝即位するに及び、……是に於いて稍や梁の時の明法吏を求得し、尚書刪定郎の范泉と律令を參定せしむ。又た勅して尚書僕射沈欽・吏部尚書徐陵・兼尚書左丞宗元饒・兼尚書左丞賀朗に其の事を參知せしめ、律三十卷、令律四十卷を制めすむる。前代を採酌し、條流冗雜にして、綱目多しと雖も、博にして要に非ず。

とある。小林は、陳の武帝即位後まもなく編纂を開始された陳令はすぐには完成せず、天嘉年間(560～565)によりやく完成し、陳の冠服規定が基づく「陳令」は正しく天嘉年間に完成されたものであるとする。

以上の議論によって、小林は次のように主張する。即ち、〔1〕『隋書』禮儀志に見える梁・陳の冠服規定は梁の規定、即ち「天監舊事」を根幹として記述され、これに陳の規定、即ち「天嘉定令」を補足する構造を取っている。〔2〕「天監舊事」は天監二年に頒布された天監二年令に基づいて記されている。〔3〕「天嘉定令」は直接的には陳の天嘉年間に頒布された令によっている。

(二) 孫正軍説

次に、小林の所論に異説を唱えている孫正軍の主張を確認する。

孫は、主に「天監舊事」が天監二年令に基づくものであるという小林の主張〔2〕に反論し、その理由を次のように提示している。

- ①「天監舊事」に見える司隸校尉は東晉南朝において劉宋の劉劭期を除けば、基本的に設置されていなかった。
- ②「天監舊事」に記されている異民族統御官（護匈奴中郎將、護羌・戎・夷・蠻・越・烏丸・西域校尉）の中に、平越中郎將・南蠻校尉・西戎校尉・寧蠻校尉・平蠻校尉および南夷校尉以外は、東晉南朝において基本的に廢除された。
- ③「天監舊事」には、太中・中散・諫議大夫・議郎・中郎・郎中についての規定が見えるが、諸史の百官志或いは職官志によれば、南朝期において三大夫の中に中散大夫と太中大夫のみが設置され、また三署郎（議郎・中郎・郎中）も基本的に廢除されていた。
- ④「天監舊事」には陵令についての規定が見えるが、陵令は梁の初期に「陵監」と稱され、天監七年六月に「陵監を改めて陵令と爲す」ようになった（「改陵監爲陵令」、『梁書』卷2 武帝紀中、天監七年條）。
- ⑤「天監舊事」には朱衣直閣將軍についての規定が見えるが、『隋書』卷26 百官志上によれば、朱衣直閣將軍の設置は天監六年である。

孫は、「天監舊事」に關わる小林の主張に反論した上で、「天監舊事」の史料的基础となったのは、『宋書』禮志五に載せられている冠服規定であり、「天監舊事」はそれを基礎として、さらに泰始令とその關聯著作及び東晉から梁初までの各種制度變革を補ったものであると主張している。それを證明するため、孫は主に以下の二つの論拠を提示している。

まず、「天監舊事」は『宋書』の冠服規定との間に記述の體裁や内容などで、似ている或いはほぼ一致する箇所が多くある。孫は主に博士・節騎郎および陸長の關連規定を例として取り上げた。

第二に、「天監舊事」は『宋書』の冠服規定と官職の記述順でほぼ一致する部分もある。孫は、例として御史中丞から諸司馬までの記述順を表にしたものに基づいて、一部對應のない官職を除けば、兩者の記述順はほぼ一致すると指摘している。

「天監舊事」と『宋書』の冠服規定と一致しない箇所はもちろんある。孫はそれが泰始令とその關聯著作（例えば荀綽の『晉百官表注』や徐廣の『車服雜註』）および東晉から梁初までの各種の制度變革によって補われたものであるとする。つまり孫は東晉から梁初までの冠服制度の變革が「天監舊事」に反映されていると認め、『隋書』禮儀志の編纂者が梁の冠服規定に關わる編纂作業を行った際に、泰始令や荀綽『晉百官表注』などを参考にしたと想定しているのである。

（三）兩說の問題點と自説の提示

本節では小林・孫兩説の妥當性を検討した上で、『隋書』に見える梁・陳の冠服規定の性格について自説を提示したい。

陳の冠服規定について、小林はそれが陳の天嘉年間に頒布された令によるものであるとするが、孫は特に異説を提示していない。さきに引用した記事には、陳の冠服規定が「天嘉定令」によったものであると理解させる文言は確かにあり、また規定には、「陳令」を直に引用する箇所も多くある。これらから、筆者も小林の見解に賛成したい。問題となるのは、梁の冠服規定の性格である。

小林は梁の冠服規定（「天監舊事」）が天監二年令に基づいて記されていたものであるとするが、孫は梁の冠服規定が天監二年令に基づくものではなく、『宋書』冠服規定を基礎にした上で、泰始令とその關聯著作および東晉から梁初までの各種の制度的變革によって補われたものであるとする。しかし、孫の所説には疑問を挟む餘地がないわけではない。

まず「天監舊事」の左右光祿大夫項の自注には「陳令、特進有り、進賢二梁冠、朝服、水蒼玉を佩び、腰劍。梁令載せず」とあり、「梁令載せず」という語から、梁・陳の冠服規定を記す際に、『隋書』禮儀志の編纂者は梁令を参考にしたことが窺われる。梁令には、冠服の着用規定があり、また禮儀志の編纂者はそれを参考できる状態にあった。この場合、編纂者は梁令の關連規定を直接に参考せず、孫の主張するような手間のかかる手法で梁の冠服規定を記すことには、やはり違和感があると言わざるを得ない。

また周知のように、『隋書』禮儀志六には南朝の梁・陳と北朝の北齊・北周の冠服規定、禮儀志七には隋の冠服規定がそれぞれ載せられている。各冠服規定の依拠する史料を見てみると、陳の

規定はさきに觸れたように陳の天嘉令によっていると考えられる。北朝の場合、北周の規定が依拠する史料は特に明記されていないために、明らかではないが、北齊の規定は、規定の冒頭に見える「河清中、舊物を改易し、令を著し制を定むるに云わく」という文言から、河清年間（562～565）に制定された河清令に依拠するものであると見られる。隋の開皇年間（581～600）の規定は、「高祖初めて即位し、將に周制を改めんとし……、是に於いて令を定むるに、東齊の法を採用す」と「令を定め訖わり」との間に挟まれていることから、隋初に制定された開皇令によっていると考えられる。このように見ると、禮儀志の編纂者は各時期の冠服規定を記す際に令の關連規定に依拠する傾向が目立っている。このことを踏まえれば、禮儀志編纂者は梁の冠服規定を記す際にも、梁令に依拠した可能性が極めて高いと言える。

孫は『宋書』冠服規定と「天監舊事」との相似性に求めることにより、結論に辿り着いたが、兩規定の間では一致しない箇所も少なくない。まず官職が使用する冠服品目の種類について、『宋書』冠服規定では冠幘・印・綬・佩玉・朝服の五種の品目が記されているのに對し、「天監舊事」では前者の五種の品目に加え、印鈕・鞶囊・簪筆なども記されている。つまり「天監舊事」には『宋書』冠服規定に見えない官職の冠服品目が載せられているのである。

また同官職の同冠服品目について、兩規定の異同も数多く認められる。例えば、縣尉の朝服について、『宋書』冠服規定では「朝服」とあるのに對し、「天監舊事」では「單衣介幘」に作る。

この他に、兩規定の間に互いに見えない官職の冠服規定も多く存在する。このことは、孫の論考で提示されている、御史中丞から諸司馬までの記述順を示している表の空欄からもわかる。

官職の印鈕・鞶囊・簪筆などは、『宋書』冠服規定のみならず、孫の主張では「天監舊事」の基づく資料とされる泰始令とその關聯著作、即ち荀綽『晉百官表註』および徐廣『車服雜註』にも記載されていない。孫の所論では『宋書』冠服規定に見えない冠服品目が何の資料によって補われたのかについても特に説明されていない。また、孫は泰始令とその關聯著作の他、「東晉から梁初までの各種の制度的變革」にも言及するが、その具体的な意味や表現形式などを明示していない。もし孫の主張が正しいとすれば、禮儀志編纂者は「東晉から梁初までの各種の制度的變革」を記す書物に依拠する可能性が最も高いと考えられよう。しかし、禮儀志編纂者がそのような書物を参考にした形跡はほとんど見当たらず、書物の存在すら確認できない。以上の疑問点を合わせて見ると、孫の所説は成り立たないと言えよう。

では、「天監舊事」は何の資料に基づいて記されていたか。結論から言えば、それは梁令の冠服規定によるものである。ここにいる梁令とは、天監二年に制定された梁令を基本に、後の制度的な變化もある程度反映されたものを指している。筆者の主張は、小林説と異なる箇所もあるが、全體的に見れば近いと言えるため、以下では小林説を補足する形で議論を進めたい。

既に指摘したように、『隋書』禮儀志の編纂者は梁・陳の冠服規定を記す際に、梁令を實際に參考にしたことが「梁令不載」という語に端的に示されており、また編纂者は、他の時期の冠服規定を記す際にも令の關連規定に依拠する傾向が目立っている。これらのことは梁の冠服規定に對する記載も直に梁令に基づいて行われたことを強く示唆する。

また陳令の編纂は「採酌前代」（『隋書』卷25 刑法志）と記されるように、前代の梁令規定を基礎に行われていた。陳令の篇目と卷数は正しく梁令のそれを踏襲している。『隋書』に引く陳令の冠服規定をいくつか挙げると、次のようになる。

陳令、有特進、進賢二梁冠、朝服、佩水蒼玉、腰劍。梁令不載。

陳令、鎮・衛・驃騎・車騎・中軍・中衛・中撫軍・中權・四征・四鎮・四安・四翊・四平將軍、金章獸紐。其冠軍・四方中郎將、金章豹紐、並紫綬、八十首、獸頭鞶、朝服、武冠、佩水蒼玉。

陳令、庶子已上簪筆。

陳令、特進有り、進賢二梁冠、朝服、水蒼玉を佩び、腰劍。梁令載せず。

陳令、鎮・衛・驃騎・車騎・中軍・中衛・中撫軍・中權・四征・四鎮・四安・四翊・四平將軍は、金章獸紐なり。其れ冠軍・四方中郎將は、金章豹紐、並びに紫綬、八十首、獸頭鞶、朝服、武冠、水蒼玉を佩る。

陳令、庶子より已上筆を簪す。

以上の引用から、陳令の冠服規定は各官職がそれぞれの着用する冠幘・佩玉・朝服・印綬・簪筆・鞶囊などについて規定するという體裁を取っていると見られる。陳令と「天監舊事」の體裁がほぼ同じであることは、「天監舊事」が梁令に基づくものであるという小林と筆者の見解を補強するものと見做せる。

小林説に對する孫の反論は主に二つにわけられる。一つは「天監舊事」では梁時代に置かれていない官職の冠服規定が見えることである（①②③）。二つは「天監舊事」には天監二年以降に置かれた官職の冠服規定が見えることである（④⑤）。

孫は司隸校尉（①）・一部の異民族統御官（②）・三署郎および諫議大夫（③）が南朝期において基本的に廢除されたとするが、有力な根拠を示していない。現存の史料では、これらの官職が南朝期に廢除されたことを示す明確的記録も確認できない。孫の一つ目の反論は全ての現實變化が必ず律令に即時に反映されるという前提に立っているが、それにはやはり無理がある。

冠服制度の現實變化が必ずしも律令の規定に反映されていないことは、唐の皇帝冠服に關わる筆者の論考によってその一端をすでに示している⁽¹⁷⁾。また少し前の事例として、前章でふれた王儉奏議の續きに、「而るにいま長史・掾・屬、但だ朱服を著るのみ、此れ則ち公に明文に違し、積習して謬を成すなり」とあるように、東晉以降の公府長史は令に規定される「朝服」ではなく、單衣幘のみを着用するようになり、こうした情況は後の劉宋元徽年間においても繼續し、司徒右長史の王儉によって問題視されていた。このことは、劉宋期でも晉令の規定が規範として受け繼がれ、令の制度規定と現實變化との乖離が長らく續いていた事例が存在していたことを示している。令の規定は現實の即時反映というより、制度のあるべき姿として捉えるほうが適當である。

孫の一つ目の反論を見直すためにも、自註に「陳令」が引用されている「天監舊事」の下掲の

諸規定を見ていきたい（[] は自註、編號は筆者による）。

- I 太宰・太傅・太保・司徒・司空、金章龜鈕、紫綬、八十首。朝服、進賢三梁冠、佩山玄玉、獸頭鞶、腰劍。〔陳令加有相國丞相、服制同〕。
- II 左・右光祿大夫、皆與加金章紫綬同。其但加金紫者、謂之金紫光祿、但加銀青者、謂之光祿大夫。〔陳令有特進、進賢二梁冠、朝服、佩水蒼玉、腰劍。梁令不載〕。
- III 領・護軍・中領・護軍・五營校尉、銀印青綬、朝服、武冠、佩水蒼玉、獸頭鞶。其屯騎、夾御日、假給佩、餘校不給。〔陳令、領・護、金章龜鈕、紫綬、八十首。中領・護、銀章龜鈕、青綬、八十首。其五營校尉、銀印珪鈕、青綬、八十首。官不給佩。餘並同梁〕。
- IV 護匈奴中郎將・護羌・戎・夷・蠻・越・烏丸・西域校尉、銀印珪鈕、青綬、朝服、武冠、獸頭鞶。〔陳令、無此官。其庶子・鎮蠻・寧蠻・平戎・西戎校尉・平越中郎將、服章同〕。
- I 太宰・太傅・太保・司徒・司空、金章龜鈕、紫綬、八十首。朝服、進賢三梁冠、山玄玉を佩び、獸頭鞶、腰劍。〔陳令に加えて相國・丞相有り、服制も同じ〕。
- II 左・右光祿大夫、皆な金章・紫綬を加えると同じ。其れ但だ金・紫を加える者は、之を金紫光祿と謂い、但だ銀・青を加える者は、之を光祿大夫と謂う。〔陳令に特進有り、進賢二梁冠、朝服、水蒼玉を佩び、腰劍。梁令載せず〕。
- III 領・護軍・中領・護軍・五營校尉は、銀印青綬、朝服、武冠、水蒼玉を佩び、獸頭鞶。其れ屯騎、夾御の日、佩を假に給い、餘の校は給わず。〔陳令、領・護は金章龜鈕、紫綬、八十首。中領・護は銀章龜鈕、青綬、八十首。其れ五營校尉は、銀印珪鈕、青綬、八十首。官は佩を給わず。餘は並びに梁と同じ〕。
- IV 護匈奴中郎將、護羌・戎・夷・蠻・越・烏丸・西域校尉は、銀印珪鈕、青綬、朝服、武冠、獸頭鞶。〔陳令此の官は無し。其れ庶子・鎮蠻・寧蠻・平戎・西戎校尉・平越中郎將は、服章同じ〕。

とある。諸規定の自註は、何れも「天監舊事」と異なる陳令の規定を提示している。具體的に言えば、IとIIの自註は「天監舊事」に見えない相國・丞相と特進の陳令規定を提示しており、IIの「梁令不載」は「天監舊事」が梁令に基づいていることを強く示唆する表現であると思われる。IIIの自註では、「天監舊事」に見える領軍將軍や護軍將軍などの冠服規定と異なる陳令の規定が提示され、IVの自註は、「天監舊事」に見える護匈奴中郎將などの冠服規定が陳令に存在しない（「陳令無此官」）ことを述べている。「天監舊事」の自註に見える「陳令無此官」という註記の存在は、この註記が付されていない項目の官職の冠服規定が陳令にも存在することを示唆している。この事實を踏まえながら、孫によって問題視された司隸校尉（①）・一部の異民族統御官（②）・三署郎と諫議大夫（③）の関連規定を再び見ると、①と③の自註では「陳令無此官」の語が見えないから、陳令にも兩者の冠服規定が存在していたと考えられる。然りとすれば、たとえ①と③の廢置に關わる孫の指摘が正しいとしても、官職の廢止を「天監舊事」の性格の理解に直接結びつけ

るのは、なお検討の餘地を多く含むと言わざるを得ない。

孫の二つ目の反論は、「天監舊事」には天監二年以降に置かれた官職、即ち④陵令と⑤朱衣直閣將軍の冠服規定が見られるというものである。但し、この指摘が證明できるのは、「天監舊事」の基づく規定には、天監二年以降に補訂された箇所があるということにすぎない。さきに觸れたように、諸書に引く「晉令」には、全てが令の最初に頒行された泰始四年正月のものではなく、後の時期に新しく制定された、若しくはもとの規定に修正を加えられたものもある。このことに鑑みれば、『隋書』禮儀志編纂者が参考にした梁令には、令の最初に頒行された天監二年の後に、現實の變化に合わせて新しく制定された、或いは補訂されたものもあると見ておかしくはないのである。

以上の検討を整理すると、筆者は「天監舊事」が「梁令」に依拠するものであると主張するが、小林説とは異なり、依拠する「梁令」は全てが天監二年に制定されたものではなく、後に新たに制定された、或いは補訂されたものもあると推定したい。『隋書』禮儀志に見える梁・陳の冠服規定は、正しく「天監舊事＝梁令」に陳令の規定（「天嘉定令」）を補足する構造を取っている。

結 語

本論では、『宋書』禮志の冠服規定と『隋書』禮儀志にみえる梁・陳の冠服規定に関わる小林と孫の主張を検討した上で、兩規定の性格について私見を提示した。自説をまとめると、次のようになる。

『宋書』禮志の冠服規定は、その體裁は基本規定とその後の沿革から成っており、朝服部分以外の基本規定は、都を江南地方に置く以前の西晉時期に制定された規定に依拠し、晉令或いはそれと関連するものに基づいた可能性が極めて高い。朝服の関連規定の依拠については、現時点では不明とせざるを得ない。

『隋書』禮儀志にみえる梁・陳の冠服規定は「天監舊事」を根幹として記述され、これに陳の規定、即ち「天嘉定令」を補足する構造を取っていた。「天監舊事」は天監初年の梁令に基づいて記されており、「天嘉定令」は陳の天嘉年間に頒布された令によっていた。

小林聰は嘗て、『宋書』基本規定と『隋書』の梁・陳冠服規定との異同比較によって西晉から梁・陳時代までの冠服制展開を把握するという研究手法を提示した⁽¹⁸⁾。本論での検討によって、晉および南朝時代の冠服制を考察する際、小林の研究手法が朝服以外の冠服品目の考察で、なお有効であることが確認できた。當時の冠服品目には冠幘・佩玉・印綬・簪筆・佩劍などあったが、本論で得られた知見を踏まえ、これらの冠服品目に對する個別的検討は別稿に譲ることにしたい。

注

- (1) 小林聰「六朝時代の印綬冠服規定に關する基礎的考察——『宋書』禮志にみえる規定を中心にして」(『史淵』130、1993年)。本論で觸れる、『宋書』禮志の冠服規定に關わる小林聰の諸見解は特に註記がなければ、いずれもこの論文による。
- (2) 小林聰「『隋書』に見える梁陳時代の印綬冠服規定の來源について」(『埼玉大學紀要・教育學部(人文・社會科學編)』47(1)、1998年)。本論で述べる『隋書』禮儀志の冠服規定に關わる小林聰の見解は、いずれもこの論文による。
- (3) 孫正軍「也說《隋書》所記梁代印綬冠服制度的史源問題」(『中華文史論叢』2011年第1期)、135～160頁。本論で觸れる孫の諸見解は、いずれもこの論文による。
- (4) 小林聰「漢唐間の禮制と公的服飾制度に關する研究序説」(『埼玉大學紀要・教育學部』58(2)、2009年)、235頁。
- (5) 『晉書』卷30刑法志には、「凡律令合二千九百二十六條、十二萬六千三百言、六十卷、故事三十卷。泰始三年、事畢、表上。……四年正月、大赦天下、乃班新律」とある。
- (6) 下倉涉「散騎省の成立——曹魏・西晉における外戚について」(『歴史』86、1996年、35頁)を参照。
- (7) 『晉書』卷24職官志には、「及元康中、惠帝始以宦者董猛爲中常侍、後遂止」とある。
- (8) 晉の冠服規定について、程樹德は晉令と明記せず單に晉時代の制度として引用されている冠服規定も、もとは晉令の官品令に記載されていたと指摘する(『九朝律考』晉律考下、中華書局、1963年、278～299頁)。中村圭爾は、西晉末期に荀綽が編纂した『晉百官表註』の記事が西晉泰始年間の制度規定であるとし(『六朝貴族制の研究』第四篇第二章「晉南朝における官人の俸祿」風間書房、1987年、459～473頁)、また小林聰は、『晉百官表註』の冠服規定は晉令の官品令にもとづくとして述べている(前掲注(1)小林論文、90頁)。本論でも上記の諸説に従う。
- (9) 李俊強『魏晉令制研究』(吉林大學博士學位論文、2014年)、73～77頁。
- (10) 李林甫等撰、陳仲夫點校『大唐六典』(中華書局、1992年)、13～14頁。
- (11) 楊懿「『五時朝服』・『絳朝服』與晉宋齊官服制度：『唐六典』校勘記補正一則」(『中國典籍與文化』2014年第3期)、148～154頁。
- (12) 小林が指摘しているように「絳朝服」が「朝服」の一部である絳緋袍で、「朝服」の象徴的表現であった(前掲注(1)小林論文、112頁)。
- (13) 『梁書』卷2武帝紀中には、「(天監二年)夏四月癸卯、尚書刪定郎蔡法度上梁律二十卷・令三十卷・科四十卷」とある。
- (14) 『梁書』卷2武帝紀中には、「(天監七年)五月己亥、詔復置宗正・太僕・大匠・鴻臚、又增太府・太舟、仍先爲十二卿」とある。
- (15) 『隋書』卷26百官志上には、「天監六年、置左右驍騎・左右游擊將軍、位視二率。改舊驍騎曰雲騎、游擊曰游騎、降左右驍、游一階」とある。
- (16) 『梁書』卷2武帝紀中には、「(天監元年)八月戊戌、置建康三官」とある。
- (17) 拙稿「唐代前期の皇帝冠服に關する一考察——令と現實・禮との關係を中心に」(『東アジア文明講座紀要』2號、2025年)、1～15頁。
- (18) 小林聰「晉南朝における冠服制度の變遷と官爵體系——『隋書』禮儀志の規定を素材として」(『東洋學報』77(3)、1996年)、1～2頁。